

平成 26 年度滋賀県中小企業活性化施策の実施計画の実施状況の検証について

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、毎年度、中小企業活性化施策実施計画の実施状況の検証を行うこととされており、今年度の実施計画についても、今年度と同様に検証を実施します。

スケジュール等については、以下の予定です。

1. 検証内容

○平成 26 年度実施計画に掲載した全 150 事業の評価を行う。

○平成 25 年度実施計画の検証方法を踏襲する予定。

(参考資料「平成 25 年度滋賀県中小企業活性化施策実施計画の実施状況の検証」を参照)

なお、各事業を実施している中で、「中小企業者等の施策利用者の声・意見」などを把握している場合は、その内容を記入いただく項目を追加するなどを検討中。

2. 検証のスケジュール（予定）

- ①平成 27 年 5 月上旬～中旬 各所属への検証作業依頼
- ② 5 月下旬 連絡員会議
- ③ 6 月上旬 幹事会議
- ④ 6 月中旬 本部員会議
- ⑤ 7 月上旬 平成 27 年度第 1 回滋賀県中小企業活性化審議会
- ⑥ 7 月中旬 常任委員会
- ⑦ 7 月下旬 公表

※なお、県議会のスケジュールによりずれる可能性があります。